

岩手県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第114号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会	下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松52番地2	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越4番地14	岩泉町社協指定訪問介護事業所	下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松52番地2	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越4番地14	平成14年10月1日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会	下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松52番地2	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越4番地14	岩泉町社協指定訪問入浴介護事業所	下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松52番地2	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越4番地14	平成14年10月1日